

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 概要

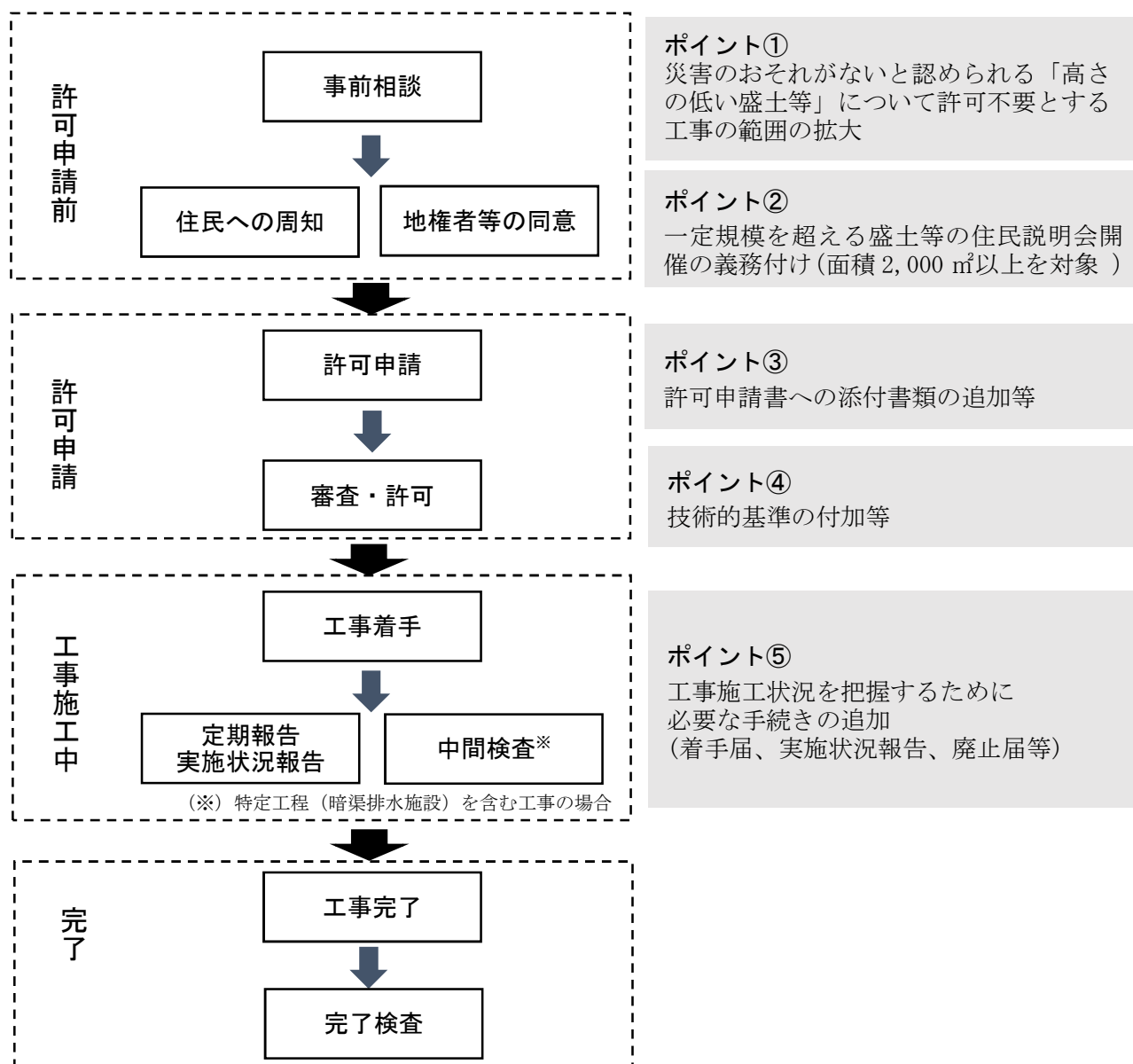
1 本細則制定の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の基本的な規制内容は、法、法施行令（以下「政令」という。）及び法施行規則（以下「省令」という。）により規定されていますが、県規則により規制内容の上乗せ等が可能です。そのため、本細則で規制内容の上乗せ等を行います。

これまで県では、「宅地造成等規制法」や「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき盛土等を規制してきたことを踏まえ、従来の規制レベルを維持する等の趣旨から本細則を制定するものです。

2 本細則のポイントとなる主な制定事項

政令に定められた技術的基準を付加等するとともに、法執行に必要な手続きを追加します。また、省令に定められた手続きのために必要な様式等を整備します。



盛土規制法許可申請の流れ及び本細則制定の主なポイント

3 本細則の概要

(1) 規定の整備

ア 法第 12 条第 1 項ただし書きを適用する工事（災害のおそれがないと認められるとして許可不要とする工事）の範囲の拡大 …【ポイント①】

- ・宅地造成及び特定盛土等に関する工事のうち災害発生のおそれがないと認められ許可を不要とする工事は、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 1 メートルを超えない範囲内で知事が別に定める値を超えないものとする。
- ・土石の体積に関する工事のうち災害発生のおそれがないと認められ許可を不要とする工事は、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 1 メートルを超えない範囲内で知事が別に定める値を超えないものとする。

イ 一定規模を超える盛土等の住民説明会開催の義務付け …【ポイント②】

盛土等を行う土地の面積が 2,000 平方メートル以上の場合、住民説明会の開催を求める

ウ 技術的基準の付加等 …【ポイント④】

- ・盛土または切土をした後の地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加
盛土又は切土の高さが 5 メートルを超える場合、高さ 5 メートル以内ごとに小段を設置
 - ・盛土をする前の地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加
2,000 平方メートル以上の盛土をする場合、盛土をする前の地盤について、土質調査を実施し、軟弱であることが確かめられた場合、詳細土質調査及び安定計算を実施
 - ・崖面以外ののり面に関する技術的基準の付加
盛土の高さが 5 メートル以上 10 メートル未満の場合の勾配の基準を明記
盛土の高さが 10 メートル以上の場合の勾配の基準及び盛土の安定計算を実施
 - ・鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造に関する技術的基準の付加
擁壁の高さが 2 メートルを超える場合、常時に加えて、地震時の構造計算を実施
 - ・大臣認定を受けた擁壁の構造に関する技術的基準の付加
高さが 2 メートルを超える認定擁壁の場合、認定時に地震時の構造計算を実施しているもののみ使用可とする
 - ・排水施設の設置に関する設置に関する技術的基準の付加
放流先の施設管理者が接続等の基準を定めているときは当該基準により設計
放流先の排水能力に応じて、流出抑制施設を設置
雨水等を地下に浸透させる機能を有する排水施設を設置する場合、地形等を勘案し、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がないよう必要な措置を講じる
 - ・擁壁の設置に関する技術的基準の緩和
河川、公園等、災害の防止上支障がないものに接する崖については、石積み等、災害の防止上支障がないものの設置をもって、崖面崩壊防止施設等の設置に代えることが可能
- エ 工事施工状況を把握するために必要な手続きの追加** …【ポイント⑤】
- ・工事着手の届出、工事廃止の届出
 - ・工事の種類（擁壁工事、盛土又は切土工事、土石の堆積を行う土地における施設等に関する工事、区域外からの土砂の搬入、知事が指定する工事等）に応じた実施状況報告書の提出

(2) 許可申請書への添付書類の追加、様式の整備等

ア 許可申請書への添付書類の追加

…【ポイント③】

- ・ 2,000 平方メートル以上の盛土等をする場合、盛土等を行う土地の地盤が軟弱か否かの判定をする土質調査結果
- ・ 盛土等を行う土地の地盤が軟弱である場合、対策を検討するための詳細土質調査結果及び盛土の安定計算書
- ・ 流出抑制施設を設置する場合、流出抑制施設の容量及び放流量の算定に係る計算書
- ・ 排水施設を設置する場合、排水施設の断面図、流出量算定及び断面算定に係る計算書
- ・ 測量図及び求積表
- ・ 工事に用いる土砂の数量計算書
- ・ 登記事項証明書及び公図の写し
- ・ 土石の最大堆積時の断面図

イ 様式等の整備

…【ポイント③】

- ・ 工事主の資力及び信用に関する申告書、工事施行者の能力に関する申告書
- ・ 資格を有する者の設計によらなければならない工事の設計者の資格に関する申告書
- ・ 国又は都道府県等が行う工事の協議申出書等
- ・ 住民への周知を行ったことを証する書類
- ・ 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- ・ 軽微な変更の届出様式
- ・ 定期報告の様式
- ・ 適合証明書の交付申請様式

ウ 変更許可申請書の添付書類の追加

…【ポイント③】

- ・ 変更に係る事項の新旧を対照した書類等

エ 完了確認申請書の添付書類の追加

…【ポイント③】

- ・ 完了図、公図、地番目録、完了時の写真

オ 申請書、届出その他の書類の提出部数に関する規定整備

…【ポイント③】

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日